

常総市広告入り窓口封筒無償提供者募集要項

常総市では、市が交付した各種証明書の持ち帰り用として窓口に設置する広告入り窓口封筒（以下「広告入り封筒」）を製作し、無償提供していただける事業者等（広告代理店を含む。）（以下「封筒提供事業者」）を次のとおり募集します。

1 募集期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月31日（月）

2 無償提供していただくもの

【広告入り窓口封筒】

窓口封筒とは…市が交付した各種証明書等の持ち帰り用として、来庁者が自由に利用する封筒で、市が利用を促進するものではありません。

（1）仕様書について

封筒の規格、色、内容等については仕様書（別紙）を遵守すること。

（2）広告の内容

「常総市有料広告掲載要綱」を遵守すること。

3 無償提供の期間

令和9年3月1日から令和10年2月末日までの約1年間

4 応募資格

企業又は個人で、次の事項のいずれも満たしていること。

（1）住所を有する市区町村の市区町村税の滞納がないこと。

（2）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5 提出書類

（1）事業提案書（様式は自由とするが下記の事項を必ず明記すること）

- ① 常総市の広告主及び印刷業者の利用の可能性
- ② 広告主に不祥事があった場合の対応
- ③ 広告内容に関するクレームへの対応

- ④ 封筒提供可能時期
- ⑤ 封筒提供までのスケジュール
- ⑥ 広告主募集方法
- ⑦ 自社の広告掲載基準
- ⑧ 広告主が集まらなかった場合の対応
- ⑨ 封筒設置台の無償提供の可能性
- ⑩ 無償提供期間中（令和 9 年 3 月 1 日から令和 10 年 2 月末日）に納品枚数が余った場合及び足らなくなった場合の対応
- ⑪ 自治体への納入実績
- ⑫ その他

※会社概要（パンフレット等）

- (2) 住所を有する市区町村民税の直近の完納証明書

※滞納がない旨の記載があるもので発行日から 3 カ月以内のもの

- (3) 会社の登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

（ただし法人登記のない個人事業主の場合は身分証明書）

※発行日から 3 カ月以内のもの

- (4) 窓口封筒見本

※この見本は選考の際に使用します。

6 提出場所及び方法

- (1) 提出場所

〒303-8501 茨城県常総市水海道諏訪町 3222 番地 3

常総市役所 市民生活部 市民課

- (2) 提出方法

持参又は郵送

- ① 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

- ② 郵送の場合

令和 8 年 8 月 31 日（月）17 時 15 分必着とし、一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で送付して下さい。締切日を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

※FAX やメールによる提出は受理いたしません。

※提出された書類はいずれも返却いたしません。

7 選定方法等

選定にあたっては、提案内容、実現性、過去の実績、信頼性等を総合的に評価し、選定します。

※本件の審査結果及び、審査に際し知り得た情報については、他社に対して公表しません。

※審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

※選定後、常総市と確認書を締結していただきます。確認書の内容については別途協議させていただきます。

8 注意事項

- (1) 本要項の内容に適合しないもの、また虚偽の内容が記載されているものは失格とします。
- (2) 提出に要する費用は応募者負担とさせていただきます。
- (3) 封筒提供事業者は、広告の内容に関するクレーム等について責任を負い、速やかにクレーム等の解決に当たって下さい。
- (4) 封筒提供事業者は、広告掲載された企業に営業停止等の問題が生じた場合は速やかに通知するとともに、当該封筒を回収し、代替えの封筒を市へ提供して下さい。
- (5) 市が封筒の使用について適当でないと認めた場合は、当該封筒の使用を取りやめるものとします。その場合は、封筒提供事業者は当該封筒を回収し、代替えの封筒を市へ提供して下さい。
- (6) (3)～(5)の場合において、封筒提供事業者又は広告主に被害が発生しても、市はその賠償の責任を負いません。